

川崎市有施設シックハウス対策ガイドライン

I 基本的な考え方

1 経緯

近年、省エネルギーや快適性の追求等による建築物の高気密化や換気量の低下、さらに建材や家庭用品等に化学物質が用いられること等により、室内の化学物質濃度が増大して起こるシックハウス症候群（以下「シックハウス」とする。）が社会問題となっています。

国では、厚生労働省による室内濃度指針値等の設定、厚生労働省所管の『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』の改正、国土交通省所管の『建築基準法』の改正、文部科学省所管の『学校環境衛生の基準』の改定等により対策の枠組みが整備され室内化学物質濃度の低減に効果をあげています。

本市では、平成18年3月に「川崎市シックハウス対策会議」を設置し、市としてのシックハウス対策の推進を図るため検討を行っています。

本ガイドラインは、市民及び職員が長時間を過ごす公共建築物の安全確保に努めるため、施設の維持管理に関する具体的配慮等について策定したものです。

2 目的

市有施設管理者及び管理委託者（以下「施設管理者等」とする。）に対し、化学物質の目標及び配慮事項を示すことにより室内化学物質濃度の低減を図り、シックハウスの発生を予防することを目的とします。

3 対象施設

市民及び職員が利用する川崎市が所有する施設（市営住宅を除く。）

（以下「市有施設」とする。）

4 目標

室内化学物質濃度を増大させる主な要因は、「発生源の増大」と「換気量の減少」です。室内化学物質濃度を低減するためには、日常から化学物質の存在を意識し、発生源の低減、除去及び環境整備に気を配ることが大切です。化学物質を管理することで常に室内化学物質濃度が室内濃度指針値未満になるようにします。

また、施設利用者にとって「わからない」「知らない」は不安を助長します。施設利用者が正確な知識と情報から施設の利用を選択するために、施設管理者等は施設の化学物質の使用状況について情報を管理し、必要な情報の提供に努めます。

II 具体的な配慮事項

1 引渡し前の対応

設計・施工段階から積極的に関係部局と意見交換を行い、施設完成後の適切な維持管理について助言を受けます。

また、関係部局から施設に使用された建材等について可能な限りの情報を入手し、化学物質の使用状況を把握します。

2 備品等の選定

いすや机などの備品等を購入する際は、原則として室内濃度指針値が定められた物質を含まないもの（代替品がない場合は放散量の少ないもの）を選定します。

3 日常管理

(1) 化学物質の使用

化学製品を使用する際は、必要最小量に止め、適正使用に努めます。

また、原則として室内濃度指針値が定められた物質を含まないもの（代替品がない場合は放散量の少ないもの）を選定します。

(2) 必要換気量の確保

自然換気の場合は効果的な窓等の開放を行い、機械換気の場合は運転を実施するなど効果的で適切な換気を行います。

(3) 情報管理

施設で使用された化学物質について情報をまとめて管理します。

(4) 施設従事者への教育

施設従事者にシックハウス対策について教育します。

(5) 健康に関する相談・苦情発生時

施設利用者から施設の利用に際しての健康に関する相談・苦情等があった場合、内容を適確に把握し、誠意をもって対応します。

また、シックハウスと疑われる場合には、適切な措置をします。

4 揮発性有機化合物等の室内濃度測定

(1) 室内濃度測定の実施

施設管理者等は、施設を室内濃度指針値未満に維持していることを必要時に測定により確認します。

(2) 原因究明及び改善措置等

室内濃度指針値以上であった場合は、原則として施設の使用を中止し、原因の究明を行い、改善措置を講じます。

5 情報提供

(1) 施設における情報提供

施設管理者等は、施設において施設利用者に対して日常管理や室内濃度測定等のシックハウス対策状況について情報を提供します。

(2) 室内濃度測定結果の公表

施設管理者等は、室内濃度測定を実施した場合、市民に測定結果を公表します。

平成18年4月28日作成

平成18年9月 1日改訂

平成19年3月30日改訂

令和 7年4月 1日改正